

## 太田市指定地域密着型サービス事業者等指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）が行う保険給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るサービスの内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、介護給付等に係るサービスの質の確保及び介護給付等の適正化を図ることを目的とする。

### (指導の方針)

第2条 指導は、指定地域密着型サービス事業者等又は当該指定に係る事業所の従業者（以下「サービス事業者等」という。）に対し、太田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年太田市条例第9号）、太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年太田市条例第10号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）その他基準に定める介護給付等に係るサービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底とその遵守を図ることを方針とする。

### (指導の形態)

第3条 指導の形態は、集団指導及び実地指導とする。

- 2 集団指導は、サービス事業者等に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて行う。
- 3 実地指導は、本市の単独実施又は国若しくは群馬県との合同実施により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において行う。

### (指導の対象)

第4条 指導の対象は、全てのサービス事業者等とする。ただし、重点的かつ効率的な指導を行う必要があると認められる場合は、次の各号の指導の区分ごとに、当該各号に掲げるサービス事業者等のみを対象とするものとする。

- (1) 集団指導 介護給付等に係るサービスの取扱い、介護報酬の請求内容、制度改正、高齢者虐待事案その他過去の指導事例に基づく指導内容に応じて集団指導が必要と認められるサービス事業者等
- (2) 実地指導 次に掲げるサービス事業者等
  - ア 前回の実地指導からおおむね2年から3年を経過したサービス事業者

等（複数の指定地域密着型サービス事業者等において経営主体等が同一の場合は、この限りでない。）

イ 前年度の実地指導において指摘した事項について、当該年度に引き続き確認が必要と考えられるサービス事業者等

ウ 新たに介護給付等に係るサービスを開始してからおおむね1年を経過したサービス事業者等

エ その他実地指導が必要と認められるサービス事業者等  
（集団指導の方法）

第5条 市長は、集団指導を行う場合において、対象となるサービス事業者等を決定したときは、集団指導の日時、場所、指導内容等をあらかじめ文書により当該サービス事業者等に通知するものとする。

2 集団指導は、前条第1号に規定する指導内容について、講習の方式で行う。

3 市長は、集団指導に欠席したサービス事業者等に対しても、当該集団指導に使用した必要書類の送付その他の方法により、当該集団指導の内容の周知徹底に努めるものとする。

（実地指導の実施計画）

第6条 市長は、毎年度、実地指導を開始する前に、次の事項を定めた実施計画を策定するものとする。

- (1) 実地指導の目的
- (2) 根拠法令
- (3) 対象施設
- (4) 対象施設の選定基準
- (5) 指導における重点事項
- (6) 実施体制
- (7) 実施期間
- (8) 実施手順
- (9) 事前提出資料
- (10) その他必要な事項

（実地指導の方法）

第7条 市長は、実地指導を行う場合において、対象となるサービス事業者等を決定したときは、実地指導日時、対象事業所、実施職員、事業所出席者、事前提出書類、実地指導の根拠及び目的をあらかじめ文書により当該サービス事業者等に通知するものとする。ただし、高齢者虐待その他の事由により、あらかじめ通知することにより当該サービス事業者等の日常における介護給付等に係るサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、実地指導の開始時に当該文書により通知するものとする。

2 実地指導は、別に定める自主点検表、各種加算等自己点検シート、担当項

目確認表等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。

3 市長は、実地指導の結果について、当該実地指導の実施後、原則として30日以内に指摘事項の有無その他必要な事項を記載した文書により通知を行うものとする。

4 市長は、サービス事業者等に対し、前項の文書に記載した指摘事項のうち、改善状況の報告を徴する必要があると認めたものについて、当該通知の発送日から30日以内に改善状況報告書（別記様式）により報告を求めるものとする。

（監査への変更等）

第8条 市長は、実地指導中に次のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに太田市指定地域密着型サービス事業者等監査要綱（平成28年4月1日太田市制定）に定めるところにより監査を行うものとする。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者、入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 介護報酬の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正であると認められる場合

2 市長は、正当な理由がなく実地指導を拒否したサービス事業者等があったときは、当

該実地指導に代えて、前項の監査を行うものとする。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。